

森林調査等業務委託特記仕様書

委託番号 令和8年度 第302号
委託名称 森林調査等業務委託 小野町地区
委託場所 彦根市小野町

共通事項

- 本調査委託は、「森林整備事業等調査委託共通仕様書」「治山事業調査等業務標準仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
- 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）
 - 請負者（請負人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
 - 請負者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
 - 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 森林整備事業等調査委託共通仕様書等に対する特記事項は下記のとおりとする。

特記事項

1 委託業務の目的

この森林調査等業務委託（以下「委託業務」という。）は、彦根市小野町地先における治山事業（保育事業）実施のための調査である。

なお、同事業で行う予定の次の施業の目的は、土砂流出防備、水源かん養をはじめとする保安林の多種の機能を、高度に発揮させるための森林整備を行うものである。

2 対象区域

委託業務の対象区域は、別紙位置図による区域とするが、細部位置等については監督職員の指示によるものとする。

3 委託業務の内容

委託業務の内容は、別紙数量総括表のとおりとする。

4 測量調査事項

主な項目については下記のとおりとするが、着手にあたり必ず監督職員と協議を行うこと。

(1) 区域設定

- ・対象となる区域を確定し、周囲測量を行う。なお、区域内の除地（森林整備不要箇所）を確認した場合、速やかに監督職員に報告し指示を受けること。
- ・各測点に測点番号を記入した杭を設置すること。また、施業により測点杭がなくならないよう深く打ち込むこと。なお、全測点にプラスチック杭等の腐食しにくい杭を使用すること。
- ・全測点の内、その一点以上をGPS受信機により測位し、その結果を用いて全測点について世界測地系第6系に基づく座標値を付すこと。ただし、現場条件等により良好な測位条件が得られない場合は、引照点の測位により代えることができる。
- ・測位に使用するGPS受信機は、その公表されているカタログにおいてサブメータ以上の精度を有すること。
- ・GPS測位点には下記規格の杭を設置すること。なお、杭については発注者より支給する。
規格：アルミキャップ付き再生プラスチック杭 70×70×600mm 重量 1 kg
- ・GPSによる測位結果については、別紙測位基準杭台帳に必要事項を記入すること。
- ・周囲測量の閉合誤差許容値は、図上距離の総和の100分の1以内とする。

(2) 標準地設定

- ・林相の標準的な箇所を選定し、標準地を設定する。
(植栽の林相が異なる点については、別途区域分けを実施する。)

→プロットについては、植栽年度わけにかかわらず、林相単位で判断する。

例) H19年度植栽範囲 2.3ha→プロット数(1か所/0.5ha, 切り上げ)は5か所

H19年度植栽範囲のうち、1.7ha→マツが主林木 0.6ha→スギの幼木が主林木 の場合
区域の境を測量し、図示する。プロットは、
マツの主林木箇所(1.7ha)→4か所
スギの幼木が主林木の箇所(0.6ha)→2か所 の計6か所 となる。

- ・標準地は10m×10m(水平距離)の正方形とし、その四隅に腐食しにくい杭を打ち外周にテープを張るものとする。

(3) 毎木調査(選木)

- ・標準地内の毎木調査を行う。調査内容は、「樹種」「胸高直径」「樹高」とする。
- ・本数調整伐を実施するための調整木(伐採木)等の選定は、標準地内のデータから樹種別林分密度管理図等を参考にして選定し、その根拠や考え方などについては、事前に監督職員に説明を行い、了承を得ること。
- ・枝落としを必要とする場合は、枝落とし高を調査する。
- ・調整木等はテープ等で現地に明示するものとする。

6 成果品

(1) 位置図

縮尺は、1／5, 000を標準とする。

(2) 平面図

縮尺は、1／1, 000を標準とする。

ただし、これにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 周囲測量結果

調査延長のわかる資料、野帳、電子データ

(4) 標準地調査結果

標準地内の毎木調査野帳、および選木結果表等

(5) 測位基準杭台帳 (GPS測位結果)

(6) 写真

林況・標準地の外周および調整木等の判断できるものとする。撮影位置・方向を成果品に記入のこと。

7 その他

(1) 測量実施により設計数量と大幅に増減するときは、監督職員に連絡協議すること。